

低圧特別約款（基本契約要綱）以外の供給条件
（電気料金等の支払いに関する取扱い）

2019年4月1日 実施



本 則

1 適 用

お客さまが、当社が指定した事業者（以下「指定事業者」といいます。）との契約にもとづき、指定事業者が実施する、電気料金等をその他の料金等とあわせて申し受けるサービスの適用を希望される場合は、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）の適用にあたって、電気料金等の支払いに関する事項については、この低圧特別約款（基本契約要綱）以外の供給条件に定めるところによります。

2 料金の支払期日

料金の支払期日は、要綱21（料金の支払義務および支払期日）(3)または(4)にかかわらず、指定事業者を通じてお客さまにお知らせした期日といたします。

3 料金その他の支払方法

- (1) 料金については、要綱22（料金その他の支払方法）(1)にかかわらず、お客さまが指定事業者との契約にもとづき、その指定事業者に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。
- (2) (1)の場合、要綱22（料金その他の支払方法）(3)にかかわらず、料金がその指定事業者により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

4 その他

当社は、お客さまが1（適用）に適合しなくなった場合、この低圧特別約款（基本契約要綱）以外の供給条件を適用しないものといたします。